

横須賀市地域生活支援拠点等の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の重度化、高齢化及び親亡き後に備え、障害者等及びその家族の地域生活を支援するための体制を整備することを目的とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」第2の3に規定する地域生活支援拠点等（以下「地域生活支援拠点等」という。）の登録及び整備等に関しては、この要綱の定めるところによる。

(地域生活支援拠点等の機能)

第2条 地域生活支援拠点等は、「地域生活支援拠点等の整備促進について（平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」において示された次の各号に掲げる機能のいずれかを備えるものとする。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行又は親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業所の登録)

第3条 市長は、次に掲げる指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）が運営する事業所等を横須賀市地域生活支援拠点等事業所（以下「拠点等事業所」という。）として登録することができる。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- (2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (3) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (4) 法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターを運営する事業者
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (7) その他障害者等に対するサービスの提供を業とする法人
(登録の届出等)

第4条 拠点等事業所の登録を受けようとする事業者は、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書（第1号様式）（以下「届出書」という。）に事業計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 拠点等事業所の登録を受けようとする事業者のうち、指定障害福祉サービス等に係る報酬について、次に掲げる基準に基づき地域生活支援拠点等に係る加算を算定しようとする事業者は、届出書のほか、地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定した運営規程を市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、拠点等事業所として登録を行い、横須賀市地域生活支援拠点等登録通知書（第2号様式）により、その旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業所（以下「登録事業所」とい

う。)について、事業者名、名称、所在地、連絡先、事業所番号、事業の種類、地域生活支援拠点等として担う機能及び登録年月日等の情報を公表することができる。

(変更の届出)

第5条 登録事業所を運営する事業者（以下「登録事業者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに、地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（第3号様式）に、当該変更した内容が分かる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 市長は、第1項の規定による変更の届出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、登録事項の変更を行い、横須賀市地域生活支援拠点等登録事項変更通知書（第4号様式）により、その旨を通知するものとする。

(廃止の届出)

第6条 登録事業者は、登録事業所の登録を廃止するときは、地域生活支援拠点等登録事業所廃止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(地域生活支援拠点等の整備等)

第7条 市長は、第3条に規定する拠点等事業所の登録を行うことを通じて、居住支援のための複数の事業所及び機関による面的な支援体制を整備するものとする。

2 市長は、地域生活支援拠点等について、法第89条の3第1項に規定する協議会において、年に1回以上運用状況を検証するとともに、障害者等及びその家族等のニーズ並びに地域課題に照らし、必要な機能の整備に関する検討を行い、内容の充実を図るものとする。

(調査等)

第8条 市長は、前条第2項の検証及び検討を行うため、登録事業者に対して、登録事業所の運営状況の報告を求めるとともに、必要に応じて、調査を実施することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等の登録及び整備等に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書

（あて先）横須賀市長

所 在 地

届出者 事業者名

代表者名

横須賀市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として、下記のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
事業計画書	（別紙）事業者任意の書式
地域生活支援拠点等として担う機能	☐ ①相談 ☐ ②緊急時の受け入れ・対応 ☐ ③体験の機会・場 ☐ ④専門的人材の確保・養成 ☐ ⑤地域の体制づくり

第 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

横須賀市地域生活支援拠点等登録通知書

様

横須賀市長 印

年 月 日付け地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届け出
について、次のとおり決定しましたので通知します。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点 等として担う機能	☐ ①相談 ☐ ②緊急時の受け入れ・対応 ☐ ③体験の機会・場 ☐ ④専門的人材の確保・養成 ☐ ⑤地域の体制づくり
登録年月日	

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

(あて先) 横須賀市長

所在地

届出者 事業者名

代表者名

横須賀市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録事項の変更について、下記のとおり届け出ます。

[illegible]

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

横須賀市地域生活支援拠点等登録事項変更通知書

様

横須賀市長 印

年 月 日付け地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録事項の変更の届け出について、次のとおり決定しましたので通知します。

変更する登録事項	☐ 名称 ☐ 所在地 ☐ 担う機能 ☐ その他（ ）	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		

第 5 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

地域生活支援拠点等登録事業所廃止届出書

（あて先）横須賀市長

所 在 地

届出者 事業者名

代表者名

横須賀市の地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録の廃止について、下記のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒
事業所番号	
事業の種類	
登録年月日	
廃止年月日	
廃止の理由	